

平成二十二年十一月五日受領  
答 弁 第 九 七 号

内閣衆質一七六第九七号

平成二十二年十一月五日

内閣総理大臣 菅 直 人

衆議院議長 横 路 孝 弘 殿

衆議院議員浅野貴博君提出検察官による容疑者との取引等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員浅野貴博君提出検察官による容疑者との取引等に関する質問に対する答弁書

一から八までについて

御指摘の國井弘樹検事がさいたま地方検察庁熊谷支部に勤務していた間の捜査活動について、検察当局において、調査を行った結果、違法行為に及んだ事実等は認められなかった旨公表したことは承知しており、また、同検事に対する懲戒処分はなされていないが、その余のお尋ねについては、確認できる関係文書が保存されていないため、お答えすることは困難である。